

行政改革に係る国や他自治体の動向について

1 国から自治体への取組の要請等

(1) 地方公会計の整備促進

地方自治体における財務書類等の作成に係る統一基準を設定し、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備等を促進

- ・ 発生主義・複式簿記の導入（発生の都度又は期末一括で複式仕訳を要請）
- ・ 固定資産台帳の整備（公共施設マネジメントに活用可能な台帳の整備を要請）
- ・ 比較可能性の確保（統一的基準を定め、財務諸表の団体間の比較を容易化）

(2) 第三セクターの経営健全化

第三セクターのさらなる経営改革を推進するため、「新たな指針」を策定（平成26年8月）

- ・ 従来は、基本的にすべての第三セクターについて、「存廃を含めた抜本的改革」の推進を要請
- ・ 「新たな指針」では、第三セクターの「経営健全化」と「適切な活用（※1）による地域の元気創造」の両立を要請

※1 国が想定する第三セクター活用例

- ・ 地方自治体の区域を越えた活動
- ・ 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- ・ 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

(3) 「公共施設等総合管理計画」の策定

適切な老朽化対策の実施やトータルコストの縮減・平準化等の「公共施設等の適正管理」、計画的な点検・修繕や耐震化の推進等による「国土強靱化」をさらに進めるため、「公共施設等総合管理計画」（※2）の策定を各自治体に要請

※2 総合管理計画に記載すべき事項

- ・ 公共施設等の現況、将来の見通し（人口推計、管理に係る必要経費の見込み 等）
- ・ 施設管理に関する基本的な方針（点検、修繕、耐震化等の実施方針 等）

(4) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の構築・運用

複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うとともに、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤である「社会保障・税番号制度」を平成28年1月から運用開始

(5) 給与制度の総合的見直し

人事院が俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的な見直しを国に勧告

- ・ 地域間の給与配分の見直し（民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均2パーセント引下げ。それに伴い、地域手当の支給割合を見直し）
- ・ 世代間の給与配分の見直し（俸給表水準を平均2パーセント引き下げの中で、民間に比べて給与水準の高い50歳台後半の職員が多く在職する号俸を最大4%引下げ）

2 他自治体の取組（「(仮称)第5次行政改革大綱」における改革の「柱」（仮）ごとに記載）

事務事業の継続的改善

- ・ 区役所窓口機能向上による利便性向上【福岡市など】
⇒ 窓口における待ち時間短縮、各種申請における添付書類の削減、接遇向上など
- ・ ICTの活用による「電子自治体」の推進【西宮市など】
⇒ 各種手続きの電子化、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付、電子入札の推進など
- ・ 高齢者・障がい者福祉における個人給付の見直し【福岡市など】
⇒ 使途の定めのない現金給付から、より効果の高い事業給付への転換を推進

市民活力の最大化

- ・ 民間事業者との対話・連携による新たな公民連携（共創）の推進【横浜市】
⇒ 民間企業との共同研究・共同事業や、PFI（※3）、広告事業などの民間活力の活用を一体的に推進
- ・ ESCO事業（※4）の推進【埼玉県など】
⇒ 本庁舎、リハビリテーションセンター、県民活動総合センターなど
- ・ 公営事業の民営化【大阪市など】
⇒ 交通、ごみ収集運搬などの公営事業の民間譲渡（民営化） など

行政経営基盤の強化

- ・ 市税等の減免の見直し【大阪市など】
⇒ 市税や使用料等の減免措置（税等の免除・減額）の必要性を点検し、必要に応じて見直し
- ・ 市債残高の縮減【各市】
- ・ 女性職員の育成・登用【豊田市など】
⇒ 女性職員の管理職登用率の向上に向けた人材育成等 など

公有財産の適正管理(マネジメント)の推進

- ・ 公共施設マネジメントの推進【さいたま市など】
⇒ 公共施設の状況を「白書」としてとりまとめ、同白書を踏まえながら計画的なマネジメントを推進
- ・ PFI手法（※3）による施設の複合化【市川市など】
⇒ 公立中学校の余剰容積を活用し、ケアハウス、保育所等で構成する複合施設を整備
- ・ 地元の「活力」の活用に主眼を置いたPPP（公民連携）による公共施設整備等【福岡市など】
⇒ 地元事業者、金融機関と連携した「PPPプラットフォーム」の構築・推進 など

※3 PFI手法（Private Finance Initiative）

公共施設等の設計・施工、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して一体的に行う事業手法

※4 ESCO事業（Energy Service Company）

民間事業者が、省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネルギー診断、設計・施工、設備保守、運転管理、事業資金調達など）を提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱水費の中からESCOサービス料と顧客の利益を生み出す事業